

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援一覧

	種類	事業名	支援内容	対象者	問い合わせ先
収入の確保	給付	雇用保険の基本手当	【給付内容】 基本手当日額※1×所定給付日数※2 ※1 離職前の賃金額等に応じて50%～80% ※2 被保険者期間に応じて90日～330日 【留意点】 65歳以上の高齢労働者の方は、被保険者期間に応じて30日分又は50日分の一時金となる	失業した方で以下の要件を満たす方 1.離職前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上（倒産、解雇等の場合は離職前1年間に、6か月以上）あること 2.初回は、ハローワークに来所して求職の申込み等を行うこと	ハローワーク佐賀 ☎24-4361
	貸付	求職者支援資金融資	職業訓練受講給付金（★1）を受給しても、その給付金だけでは訓練受講中の生活費が不足する場合に融資を受けることができる 【貸付額】 単身者：上限月額5万円×受講予定訓練月数 その他：上限月額10万円×受講予定訓練月数	以下の要件を満たす方 1.職業訓練受講給付金の支給決定を受けた方 2.ハローワークの求職者支援資金融資要件確認書の交付を受けた方	ハローワーク佐賀 ☎24-4361
	貸付	緊急小口資金（特例貸付）	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行う ・学校等の休業により働けなかった者、個人事業主等の特例の場合は20万円以内 ・その他の場合10万円以内 据置期間：1年以内 償還期間：2年以内 無利子、保証人不要	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	小城市社会福祉協議会 ☎73-2700
	貸付	総合支援資金（生活支援費）（特例貸付）	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う （二人以上）月20万円以内 （単身）月15万円以内 貸付期間：原則3か月以内 据置期間：1年以内 償還期間：10年以内 無利子、保証人不要	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	小城市社会福祉協議会 ☎73-2700
その他収入	給付	職業訓練受講給付金（★1）	雇用保険を受給できない求職者の方（受給を終了した方を含む）が、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活を支援するための給付を受けることができる 【支給要件（全てを満たす必要あり）】 1.本人収入が月8万円以下 2.世帯全体の収入が月25万円以下 3.世帯全体の金融資産が300万円以下 4.現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない 5.全ての訓練実施日に出席している （やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合にあっては、8割以上出席している） 6.世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない 7.過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない 【支給内容】 月額10万円 + 通所手当 + 寄宿手当	以下の要件を満たす方 1.ハローワークに求職の申込みをしていること 2.雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと 3.労働の意思と能力があること 4.職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと	ハローワーク佐賀 ☎24-4361
	給付	住居確保給付金	家賃相当分の金額を原則3か月支給（最長9か月まで） ただし、世帯人数ごとに支給上限額があります	離職・廃業後2年以内である場合、若しくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした方	小城市生活自立支援センター （小城市社会福祉協議会内） ☎73-2700 ※小城市が決定→給付

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援一覧

	種類	事業名	支援内容	対象者	問い合わせ先
支出の抑制	減免	国民健康保険税の減免	令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険税の減免	次のいずれかに該当するに至った世帯 1.新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 2.新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯で、以下の全てに該当する世帯 (1)世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上 (2)世帯の主たる生計維持者の前年合計所得額が1,000万円以下 (3)収入減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下	小城市国保年金課 ☎37-6101
	免除 猶予	国民年金保険料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例免除申請を受付 対象期間：令和元年度分（令和2年2月～令和2年6月） 令和2年度分（令和2年7月～令和3年6月）	以下の要件を満たす方 1.感染症の影響による収入の減少 2.収入の減少により相当程度まで所得の低下の見込みがあること	・小城市国保年金課 ☎37-6101 ・佐賀年金事務所 ☎31-4191 ・日本年金機構 「ねんきん加入者ダイヤル」 ☎0570-003-004
	猶予	下水道使用料の猶予 (小城市水道分)	令和2年3月分以降の料金の支払いについて、3か月間の猶予を行う また、分割納付についても相談に応じる	(小城町・三日月町の甘木、本告、久米地区) 新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な方で、小城市水道課に「水道料金等支払猶予申出書」を提出し、承認を得た方	小城市下水道課 ☎37-6122
	猶予	水道料金支払いの猶予・ 下水道使用料の猶予 (西部広域水道分)	佐賀西部広域水道企業団において、相談があった者に対して状況を聞き取りを行い、個別に猶予期間を決定 分割納付についても同様	(甘木、本告、久米地区以外の三日月町・牛津町・芦刈町) 新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な方で、佐賀西部広域水道企業団に承認を得た方	佐賀西部広域水道企業団 ☎68-2225
	猶予	水道料金支払いの猶予	令和2年3月分以降の料金の支払いについて、3か月間の猶予を行う また、分割納付についても相談に応じる	(小城町・三日月町の甘木、本告、久米地区) 新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な方で、小城市水道課に「水道料金等支払猶予申出書」を提出した方	小城市水道課 ☎73-8804
	猶予	国税・地方税の納税の猶予	猶予を受ける要件（2つの要件を満たす方） 1.令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期比で概ね20%以上減少していること 2.一時に納税を行うことが困難であること 対象期間：令和3年2月1日までに納期限が到来する国税及び地方税 担 保：無担保 延 滞 金：免除 猶予期間：1年間	収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した方	国税局猶予相談センター (福岡国税局) ☎0120-782-538 佐賀県税事務所 ☎30-3161 小城市税務課 ☎37-6104
	猶予	電気・ガス・電話料金、 NHK受信料等の 支払い猶予	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予や料金未払いによるサービス停止の猶予等が行われる	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いに困難な事情がある方	《まずは一度、御契約されている 事業者にご相談を》 ・九州電力佐賀営業所 ☎0120-986-303 ・NTT西日本 ☎0800-333-5550 ・NHK佐賀放送局 ☎28-5040

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援一覧

種類	事業名	支援内容	対象者	問い合わせ先
その他	公共職業訓練 (離職者訓練)	雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できる 【訓練内容】 1.就職に必要な職業スキルや知識を習得するための訓練 2.訓練期間は概ね3ヶ月～2年 3.受講料は無料（テキスト代等、1～2万円程度の実費のみ必要） 4.国、都道府県、民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）が訓練を実施	求職中の方で以下の要件を満たす方 1.ハローワークに求職の申込みをしていること 2.在職中（週の労働時間が20時間以上）ではないこと 3.雇用保険の失業給付を受給していること 4.労働の意思と能力があること 5.職業訓練などの支援が必要とハローワークが認めたこと	ハローワーク佐賀 ☎24-4361
	給付	未払賃金立替払制度 【立替払額】 「未払賃金の総額」の100分の80の額（限度額あり） ※未払賃金：退職日の6ヶ月前の日から労働者健康安全機構に対する立替払請求の日の前日までの間に支払期日が到来している「定期賃金」及び「退職手当」であって、未払となっているもの	企業が倒産した場合であっても、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について政府（事業の実施は（独）労働者健康福祉機構）が代わって支払う制度 以下の要件を満たす方 1.労災保険の適用事業で1年以上にわたって事業活動を行っていた事業主（法人、個人を問いません。）に雇用され、企業の倒産に伴い「未払賃金」が残ったまま退職した労働者 2.①裁判所への破産手続開始等の申立日（法律上の倒産の場合）又は②労働基準監督署長に対する事実上の倒産の認定申請日（事実上の倒産の場合）の6ヶ月前の日から2年の間に、当該企業を退職した方 3.未払い賃金額等について破産管財人等の証明又は労働基準監督署長の確認を受けた方	佐賀労働基準監督署 ☎32-7133
	減免	後期高齢者医療保険料の減免 令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の減免	【全額免除】 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 【保険料の一部減額】 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯で、以下の全てに該当する世帯 1.世帯主の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込み 2.世帯主の前年合計所得額が1,000万円以下 3.世帯主の収入減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下	・小城市国保年金課 ☎37-6101 ・佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476
	減免	介護保険料の減免等 減免や支払いの猶予などに関する相談に応じる ・世帯の主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負ったとき ・世帯の主たる生計維持者が失業したとき、または事業が損失を受け、収入が著しく減少したとき	新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の支払いが困難となった方	佐賀中部広域連合 業務課 賦課収納係 ☎40-1135
	減免 給付	高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免と給付型奨学金) 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対して授業料等の減免、給付型奨学金を給付 ・授業料・入学金の免除、減額 ・給付型奨学金の支給 ※給付額については、自宅・自宅外、国公立・私立などの条件により異なり、課税状況によって支援額も異なる 例) 国公立大学に自宅から通う場合（住民税非課税世帯） 授業料 年額約54万円減免、入学金 約28万円減免 給付型奨学金 年額約35万円給付	すでに大学等に在学しており、家計が急変した方	各大学等の学生課等の窓口
	貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定と児童の福祉を図るための各種資金の貸付	母子家庭の母・・・20歳未満の児童を扶養している方 父子家庭の父・・・20歳未満の児童を扶養している方 寡婦・・・かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある方、40歳以上の配偶者のいない女子（母子家庭の母及び寡婦を除く。） ※一部の資金については児童本人	・佐賀中部保健福祉事務所 ☎30-2183 ・小城市社会福祉課 ☎37-6107

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援一覧

種類	事業名	支援内容	対象者	問い合わせ先
その他	要件弾力化 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)の適用要件の弾力化	消費税率の引き上げに伴う対応として、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに居住開始した場合は、住宅ローン控除の控除期間が10年から13年に延長されているが、今回、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、令和2年12月末までに居住開始ができなかった場合でも、次に掲げる要件を満たす場合は、控除期間が10年から13年に延長される 1.一定の期日までに契約が行われていること (1)注文住宅を新築する場合：令和2年9月末 (2)分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合：令和2年11月末 2.新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと (注1) 契約の時期を確認する書類として、請負契約書の写しや売買契約書の写しなどを確定申告時に所轄の税務署へ提出する必要がある (注2) 入居が遅れたことを証する書類として、「入居期限に関する申告書兼証明書」を作成し、確定申告時に所轄の税務署へ提出する必要がある	住宅ローンを借りて住宅を新築、分譲住宅・既存住宅を取得され、入居が遅れた方	佐賀税務署 ☎32-7511
	減免 県営住宅使用料の減額	家賃の減額ができる場合があるので、失職または収入減少の証明できる書類を準備のうえ、要相談 (減少の程度によっては減額対象にはならない場合あり)	県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家賃の支払いが困難な方	(小城市内の県営住宅) 株式会社マベック ☎20-2500
	猶予 市営住宅使用料の猶予	令和2年4月分以降の住宅使用料の支払いについて、3か月間の猶予を行う また、分割納付についても相談に応じる	新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な方で、小城市定住推進課に「市営住宅家賃等徴収猶予申請書」を提出した方	小城市定住推進課 ☎37-6150

○令和2年9月1日現在で確定している支援事業のうち、対象者が多い支援事業、または申請の必要がある事業の一部を掲載しております。

この他にも支援事業がありますので、お問い合わせください。また、事業内容が変更になる可能性もありますので、ご注意ください。

○支給要件がある事業もありますので、事前に各窓口までご確認ください。

○どこに相談してよいかわからない方は、小城市新型コロナウイルス感染症対策課でも相談を受け付けております。☎ 37-6156